

障がい福祉サービス事業所 職員の皆様へ

# 処遇改善手当の支給

2024年4月1日より1年間  
毎月のベースアップ分（給与日支給）

当法人では、2024年度福祉・介護職員処遇改善加算の申請を行います。

今年度は、昨年度と同等の金額を処遇改善手当として支給します。

また、2025年3月までに処遇加算の報酬残額に応じて一時金を支給します。

## 支給対象職員

対象となる職員の方は、障がい福祉施設の8時間労働の常勤処遇職員で  
2024年4月1日から2025年3月31日の期間勤務された方です。  
給与日に合わせて、毎月の支給といたします。

## 支給金額について

1. 処遇改善手当（調整手当2，3）  
介護職員 300,000円（月額25,000円）  
その他職員 102,000円（月額8,500円）
2. ベースアップ等支援手当（調整手当4，5）  
介護職員 132,000円（月額11,000円）  
その他職員 36,000円（月額3,000円）
3. 処遇改善支援手当（調整手当6，7）  
介護職員 72,000円（月額6,000円）  
その他職員 24,000円（月額2,000円）

障がい福祉制度による支給と、必要に応じて法人の自己資金から支給しています。  
経営環境は厳しく、財源が限られておりますのでご理解をお願いいたします。

2024年4月

社会福祉法人黒松内つくし園  
理事長 大代 貴輝

障がい福祉サービス事業所 職員の皆様へ

# 特定処遇改善手当の支給

2024年4月1日より1年間  
6・12・3月の年3回に分けて支給

当法人では、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の申請を行います。  
下記の金額を特定処遇改善手当として支給します。今年度は、2024年6月・  
12月、2025年3月の3回に分けて一時金として支給します。

## 支給対象職員

対象となる職員の方は、介護保険施設の8時間労働の常勤処遇職員で  
2024年4月1日から2025年3月31日の期間勤務された方です。  
給与日に合わせて、毎月の支給といたします。

## 支給金額について

- 1、介護福祉士等の資格を持ち法人在籍10年以上の方  
228,000円（月額19,000円）
- 2、その他の介護職員の方（法人在籍10年未満）  
114,000円（月額9,500円）
- 3、その他の職員の方  
54,000円（月額4,500円）

※6月・12月・3月の支給金額については、別途お知らせいたします。

障がい福祉制度による支給と、必要に応じて法人の自己資金から支給しています。  
経営環境は厳しく、財源が限られておりますのでご理解をお願いいたします。

2024年4月

社会福祉法人黒松内つくし園  
理事長 大代 貴輝